

四日市市上下水道局告示第13号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象区域)</p> <p>第3条 補助対象区域は、次に掲げる四日市市内とする。</p> <p>(1) 以下の区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域</p> <p>(ア) 下水道法（昭和33年法律第79号） 第4条第1項又は同法第25条の23 第1項の事業計画に定められた区域</p> <p>(イ) から (エ) まで (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象区域)</p> <p>第3条 補助対象区域は、次に掲げる四日市市内とする。</p> <p>(1) 以下の区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域</p> <p>(ア) 下水道法（昭和33年法律第79号） 第4条第1項又は同法第25条の3第 1項の事業計画に定められた区域</p> <p>(イ) から (エ) まで (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。